

国が行う大学院修士段階における「授業料後払い制度」の創設に伴う本学の対応について

2024（令和6）年度以降に博士前期（修士）課程および専門職学位課程に入学し且つ制度の利用を希望する方を対象に、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得に応じて後払いとする制度の創設が予定されています。

1. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

2. 本学の方針

- ・入学時時は入学金および授業料、教育施設充実費を納入いただきます。
- ・希望の申し出があった方に対し、入学後に学生課より手続のご案内をします。
（申請方法は現時点では未定）

本制度認定後に、納入いただいた授業料は返還し、後期以降の授業料は徴収しません。但し、教育施設充実費と実習費（希望者のみ）は納入いただきます。

- ・神戸女子大学大学院では、独自に経済支援として授業料等減免制度を設けておりますので、ご利用をご検討ください。

（大学院学生募集要項「12.授業料等免除制度・奨学金」欄参照）

なお、本学の授業料等減免制度に採用された場合は、授業料の金額が変更となります。

3. 確認事項

- ・本制度は貸与奨学金の一形態であり、修了後は、所得に応じて日本学生支援機構に返還する必要があります。また、保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とします。
- ・本制度の利用を希望する場合は、本学に届出後、日本学生支援機構への申込を行う必要があります。
- ・本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできませんが、生活費等の支援として別途「生活費奨学金（貸与・無利子）」の申請を行うことができます。

（生活費奨学金は、月額1～4万円の間で1万円単位で選択）

また、この制度の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与（有利子）は申込可能です。

本制度の詳細、申請方法、申請時期については検討段階であり、具体的な内容が決まり次第随時更新いたしますので、定期的に本ページをご確認ください。現在掲載している内容についても変更される可能性がありますので、ご注意下さい。